

募 集 要 領

陸上自衛隊武山駐屯地

募集要領

1 概 要

神奈川県横須賀市御幸浜 1 - 1 に所在する陸上自衛隊武山駐屯地厚生センターにおいて、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、食堂（アルコール提供を含む）の設置及び経営の業者等を次に記載する諸条件に従い、募集するものである。

2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置する施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
神奈川県横須賀市御幸浜 1 - 1
- (2) 名 称
陸上自衛隊武山駐屯地

4 設置条項

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数等

ア 場所

厚生センター

イ 店舗数

食堂（アルコール提供を含む）：1店舗

(3) 使用許可期間等

ア 国有財産使用許可後～令和11年3月31日

ただし、必要に応じ5年を越えない期間で更新することができる。

イ 売店等の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

(4) 細部条項

仕様書のとおり。

5 業者説明会

陸上自衛隊武山駐屯地内で実施する「業者説明会」に参加すること。参加できない業者は、別途、要相談とする。

(1) 日 時

令和6年3月21日（木）10時から

(2) 場 所

陸上自衛隊武山駐屯地 業務諸隊教場（北1号隊舎1階）

(3) 業者説明会参加希望者（各事業者2名以内）は、令和6年3月18日（月）

午後5時（時間厳守）までに、「業者説明会参加申込書（公告別紙のとおり）」を郵送、若しくは、FAXにて申し込むこと。

※ FAXの際は、FAXをする旨を武山駐屯地の電話交換手へ告げてから、FAXを送信すること。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、応募手続きを実施する。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（1部を提出）

別紙第1のとおり。

(イ) 関係書類（各25部を提出）

a 企画提案書

別紙第2のとおり。

- b 主な販売予定商品・販売価格表
付紙（食堂）のとおり。
- c 食堂事業に応募する者は、販売予定商品と同等の写真（デジタル写真可
販売予定価格を記入）20枚以内（A4に各4枚以内を貼付）
- d 企画提案書附属書類
販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等
- e その他関連書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関連書類を
併せて提出すること。
 - (a) 確約書
別紙第3のとおり。
 - (b) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - (c) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
 - (d) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - (e) 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - (f) 印鑑証明書
 - (g) 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
 - (h) 誓約書
別紙第4のとおり。
 - (i) 役員名簿
別紙第5のとおり。

（注）全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、(b)、
(c)及び(d)に定める書類に代えることができる。

イ 書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、
企画提案書の審査を行わず、無効とし、じ後、通知する。

ウ 提出先

〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1
陸上自衛隊武山駐屯地業務隊厚生科
電話番号 046-856-1291 内線（326）

エ 提出期限

令和6年4月1日（月）午後5時まで

オ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙
を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場
合は、この限りではない。また、左上部をホッチキス止めし、簡単な装丁を実施
する。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合（事前連絡を除く）
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水道料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案書類変更の禁止

提案書類提出後の変更（修正、差替え、削除及び追加）を禁止する。

7 選考の方法

書類選考による総合的審査のうえ、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格があったときは、次点の者とする場合がある。

また、企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、指定する日時にプレゼンテーションを行い決定する。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 業者の決定

(1) 決定日

令和6年4月8日（月）

(2) 伝達要領

電話により、決定の有無を連絡する。

9 決定業者に対する細部説明会

(1) 日 時

令和6年4月10日（水） 13時10分から

(2) 場 所

陸上自衛隊武山駐屯地 業務諸隊教場（北1号隊舎1階）

10 問い合わせ先

〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1

陸上自衛隊武山駐屯地業務隊厚生科 担当：内海、岡村

電話番号：046-856-1291（内線：326）（FAX：375）

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
武山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

神奈川県横須賀市御幸浜1-1に所在する陸上自衛隊武山駐屯地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請する業種を記入して下さい。

業 種	設置場所
食堂 (アルコール提供を含む)	厚生センター

注1：申請する設置場所ごとに、1部ずつ提出

注2：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、登録印を使用

企画提案書（3枚以内）

（厚生センター）

会社名：

設置希望業種： 食堂（アルコール提供を含む）

設置希望場所： 厚生センター

1	主な販売予定商品・販売価格表（付紙（食堂））
2	営業日及び営業時間 (1) 平日 営業時間 (2) 土日祝日 営業 有 ・ 無 営業時間
3	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
4	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内） ※ 環境物品等の調達に関する基本方針に対する考え方を含む。
5	衛生管理方法（200字以内）

<p>6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）</p>
<p>7 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）（200字以内）</p>
<p>8 陸上自衛隊武山駐屯地における営業方針（200字以内）</p>
<p>9 会社概要</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本社所在地(2) 設立年月日(3) 資本金(4) 従業員数(5) 店舗数(6) 売上高
<p>10 その他のアピールポイント（200字以内）</p>

確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
武山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊武山駐屯地における食堂の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、登録印を使用

誓 約 書

当社（個人である場合は、私、団体である場合は、当団体）は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第5により、変更後、速やかに役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは、法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他、これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

陸上自衛隊

武山駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、登録印を使用

